

第2章 計画策定の背景

1 法律等の国の動き

国においては、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法を制定し、21世紀の我が国が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくために女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することを、最重要課題と位置づけました。

男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12（2000）年にはじめて策定されて以降、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。「第6次男女共同参画基本計画」では、計画の体系として2つの政策領域「Ⅰ男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」、「Ⅱ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」等が示されています。

その他、令和3（2021）年以降の関連した法律等の動きは次のとおりです。

➤政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

令和3（2021）年の改正では、政治分野への女性の参画が諸外国と比べ大きく遅れていることから、政党や政治団体の取組促進や、国や地方公共団体の施策の強化として、セクハラ・マタハラ等への対応などが規定されました。

➤性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5（2023）年に、性的指向及びジェンダーアイデンティティ¹の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、国民の理解の増進に関する施策の推進に関して、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が規定されました。

¹ 性的指向及びジェンダーアイデンティティ：性的指向とは、どのような性別の人を恋愛・性的対象とするのかを示す概念。ジェンダーアイデンティティとは、自分自身の性別をどのようにとらえているかといった、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものとされている。性的指向（Sexual Orientation）及びジェンダー（Gender Identity）の頭文字をとって、SOGI（ソジ、ソギと読む。）と表現することがあり、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）だけが持っているというものではなく、誰もが持つ性のあり方を総称する概念である。

➤ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和 6（2024）年に、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することを目的として、発見、相談、心身の健康回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備することとなりました。

➤ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 改正

令和 3（2021）年の改正では、育児休業の申出・取得を円滑にするための、雇用環境整備や妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知や休業の取得意向の確認のための措置が事業者に対して義務付けられたほか、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設などが規定されました。

また、令和 6（2024）年の改正では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、育児休業取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等がされました。

➤ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 改正

令和 7（2025）年の改正で、女性活躍推進法の有効期限が令和 18（2036）年までの 10 年間に延長され、令和 8（2026）年 4 月から男女間の賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が、常時雇用する労働者の数が 101 人以上の一般事業主等に義務付けられました。また、女性活躍の推進にあたり、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が明確化されました。

➤ 男女共同参画社会基本法 改正

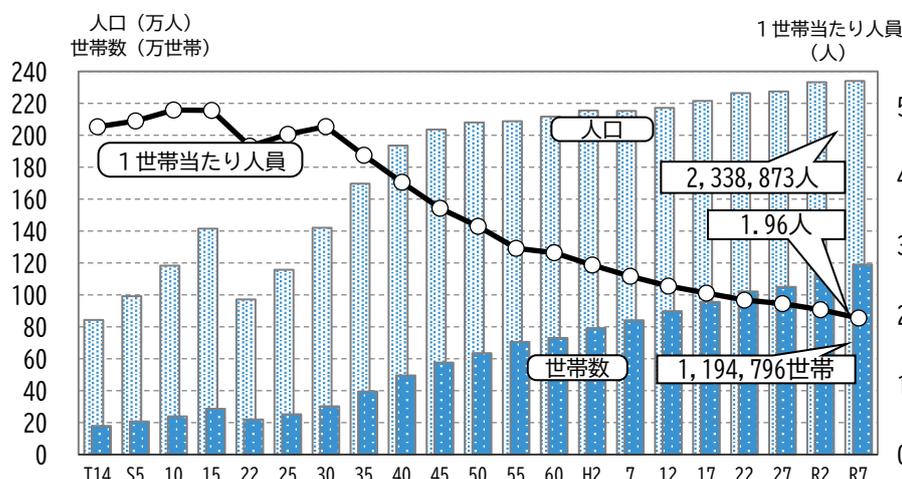
令和 7（2025）年の改正で、国及び地方公共団体の基本的施策を強化するとともに、男女共同参画センターが法的に位置づけられました。また、独立行政法人男女共同参画機構法の制定により、独立行政法人国立女性教育会館の機能を強化した独立行政法人男女共同参画機構を新設し、「センターオブセンターズ」として全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援し、女性に選ばれる地方づくりを後押しすることとなりました。

2 社会の状況

(1) 人口構造、世帯構成の変化

- ・本市の常住人口は、令和7(2025)年10月1日現在で2,338,873人となっており、増加傾向が続いていますが、世帯数も増加傾向にあるため1世帯当たりの人員は1.96人と減っています【図表1, 2】。
- ・人口構造は、年少人口(14歳以下)及び生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方で、65歳以上の高齢人口が増加し、特に75歳以上の人口は令和10(2028)年頃にかけて大きく増加すると推計しています【図表3】。
- ・世帯構成は、国勢調査では単独世帯の割合は平成22(2010)年に40.7%でしたが、令和2(2022)年には45.3%と増加しています【図表4】。

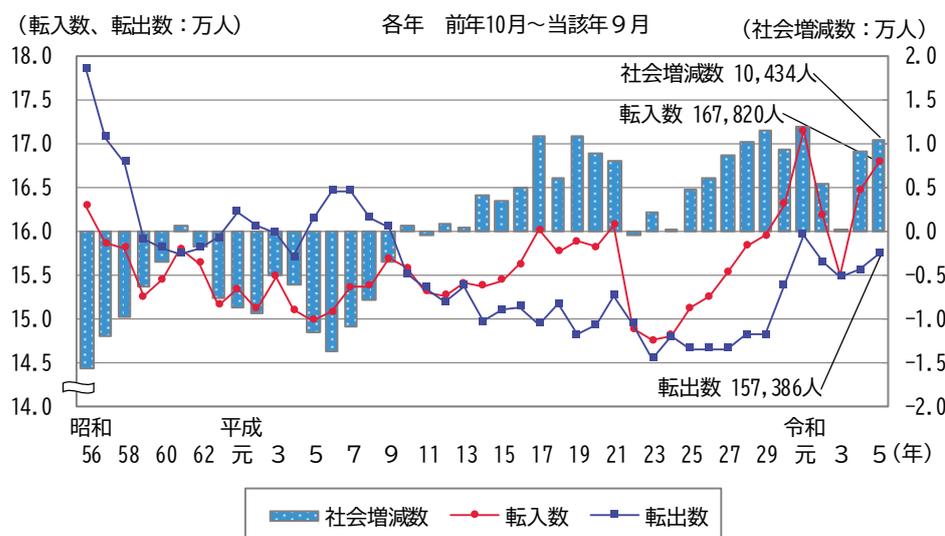
【図表1】人口と世帯数の推移(名古屋市)



※各年10月1日現在の数値

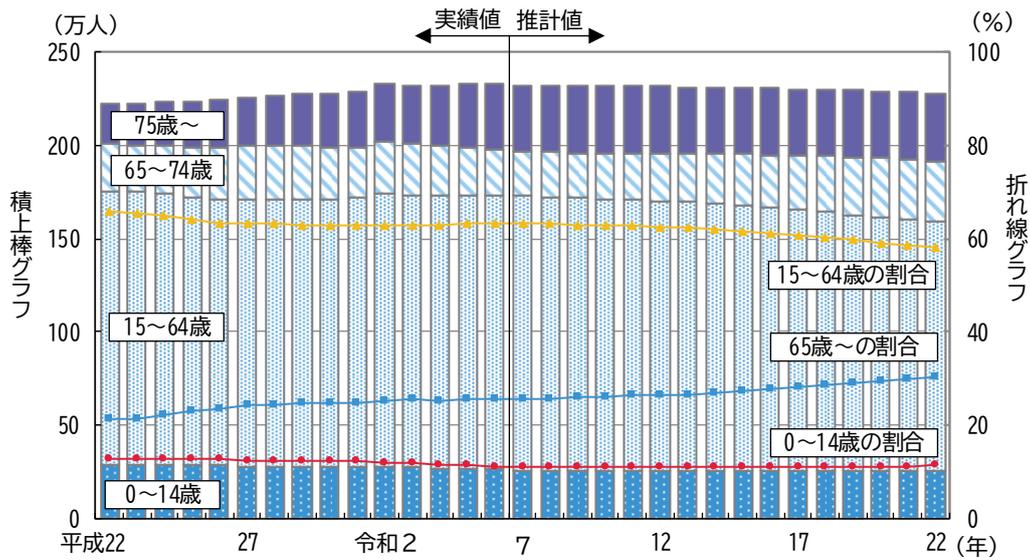
統計なごやweb版

【図表2】転入数、転出数及び社会増減数の推移(名古屋市)



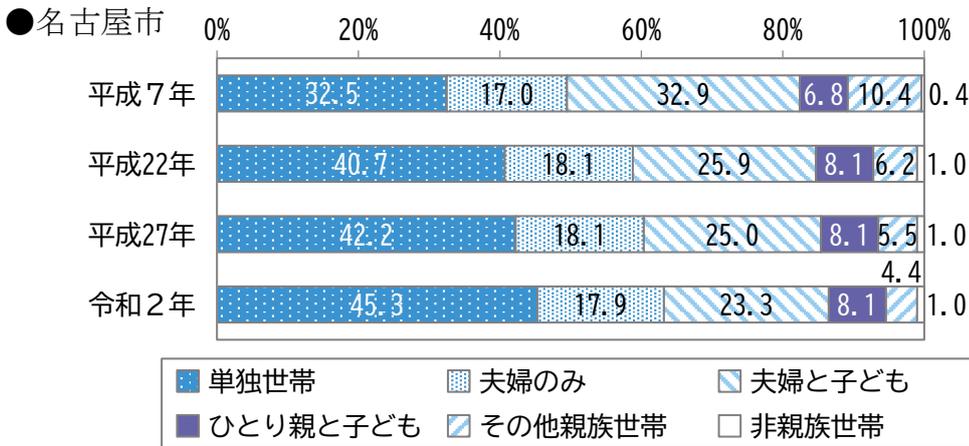
名古屋市「統計なごやWeb版」愛知県人口動向調査結果(名古屋市分)

【図表 3】年齢構成別人口の推移と推計(名古屋市)

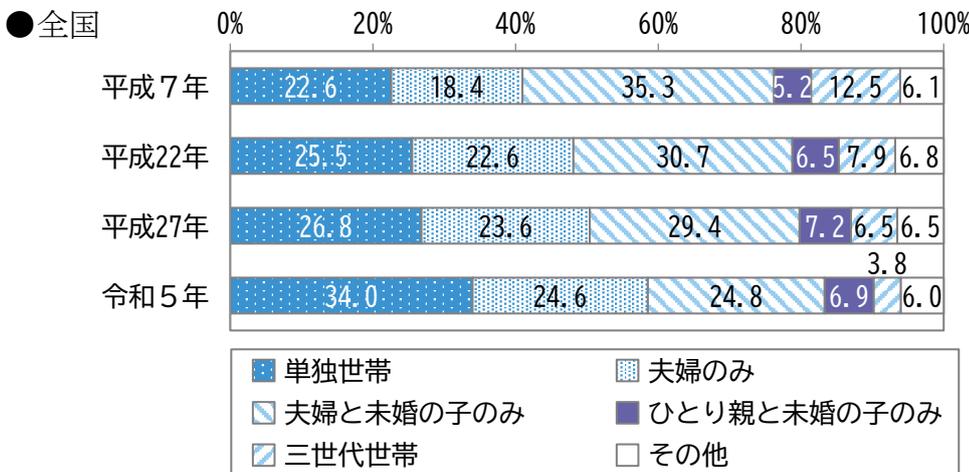


実績値 名古屋市「統計なごやWeb版」愛知県人口動向調査結果(名古屋市分)
 推計値 名古屋市推計(令和5年10月1日現在)

【図表 4】世帯構造別構成割合の推移(名古屋市と全国)



令和2年 国勢調査

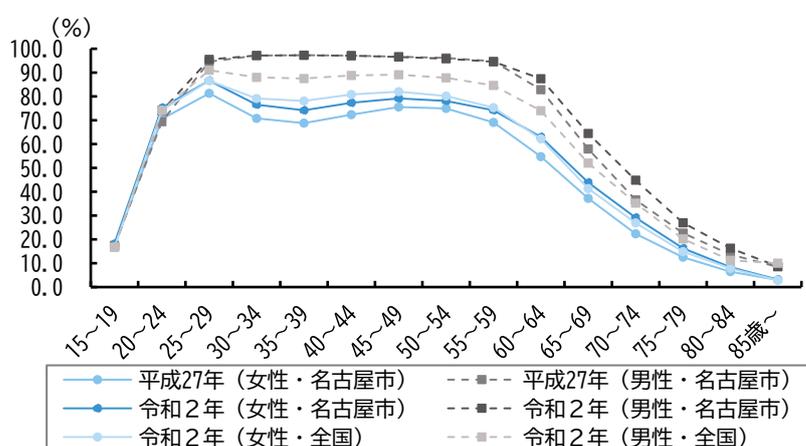


令和5年 国民生活基礎調査(厚生労働省)

(2) 就業・生活様式の変化

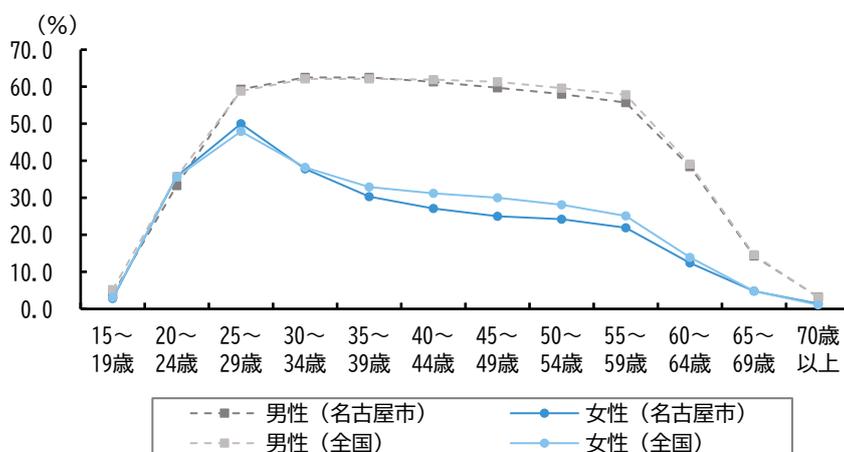
- ・女性の労働力率は、出産・育児期にあたる30～40代に低下する「M字カーブ」となっており、M字の谷は徐々に小さくなっていますが、正規雇用率は20代後半をピークに低下する「L字カーブ」となっています【図表5,6】。
- ・令和6（2024）年時点で、全国の共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上となっており、妻がフルタイムの共働き世帯数も増加傾向にあります【図表7,8】。
- ・また、有職女性が1日のうち家事に要する時間は、3時間以上が43.4%（令和6（2024）年）であり有職男性と比べて家事の負担感がうかがえます【図表9】。
- ・一方、有職男性が1日のうち家事に要する時間は、1時間未満が、平成26（2014）年の71.7%と比較すると令和6（2024）年には66.4%と減少していますが、男性の家事への参画はあまり進んでいません【図表9】。

【図表5】男女別 年齢5歳階級別労働力率(名古屋市と全国)



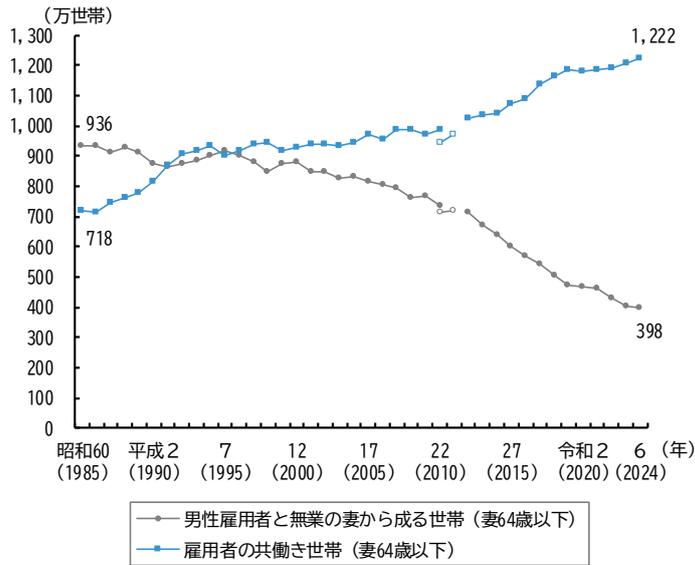
平成27年、令和2年 国勢調査

【図表6】男女別、年齢5歳階級別正規雇用率(名古屋市と全国)



令和2年 国勢調査

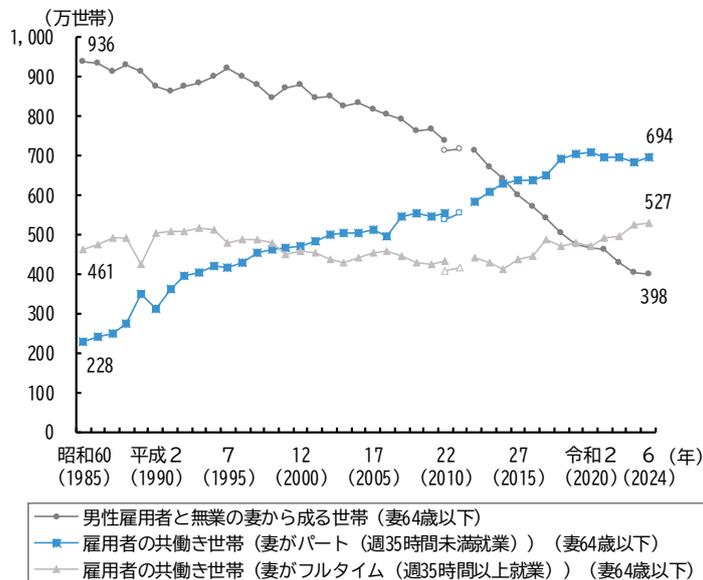
【図表 7】共働き等世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が 64 歳以下の世帯)(全国)



- (備考) 1. 昭和60 (1985) 年から平成13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。労働力調査特別調査と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯(妻64歳以下)」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯(妻64歳以下)」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 平成23 (2011) 年、25 (2013) 年から28 (2016) 年、30 (2018) 年から令和3 (2021) 年は、労働力調査の時系列接続用数値を用いている。

令和 7 年版男女共同参画白書

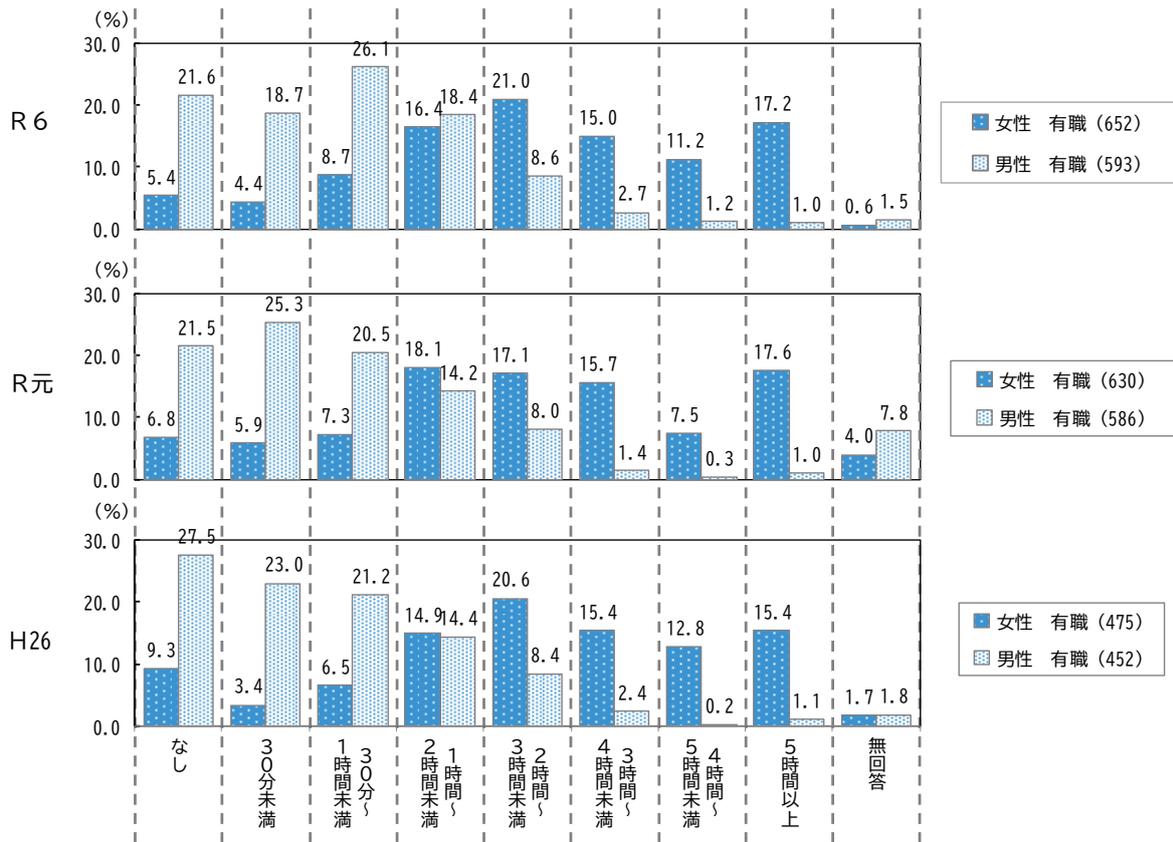
【図表 8】妻の就業時間別共働き世帯数の推移(妻が 64 歳以下の世帯)(全国)



- (備考) 1. 昭和60 (1985) 年から平成13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。労働力調査特別調査と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯(妻64歳以下)」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯(妻64歳以下)」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 平成23 (2011) 年、25 (2013) 年から28 (2016) 年、30 (2018) 年から令和3 (2021) 年は、労働力調査の時系列接続用数値を用いている。

令和 7 年版男女共同参画白書

【図表 9】1日のうち家事全般(子育て・介護を含む)に要する時間(有職)(名古屋市)

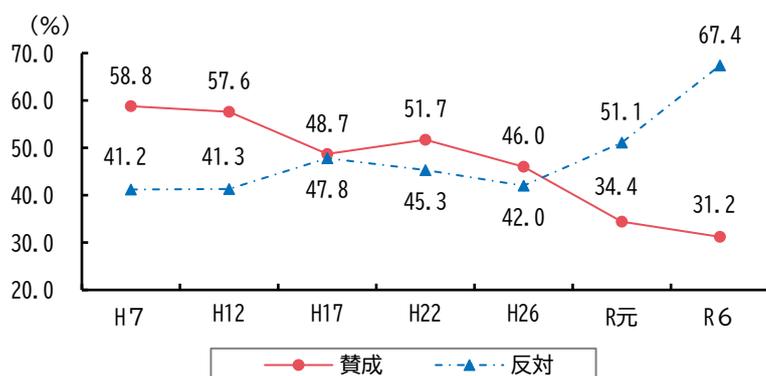


第8～10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

(3) 意識・価値観の変化と動向

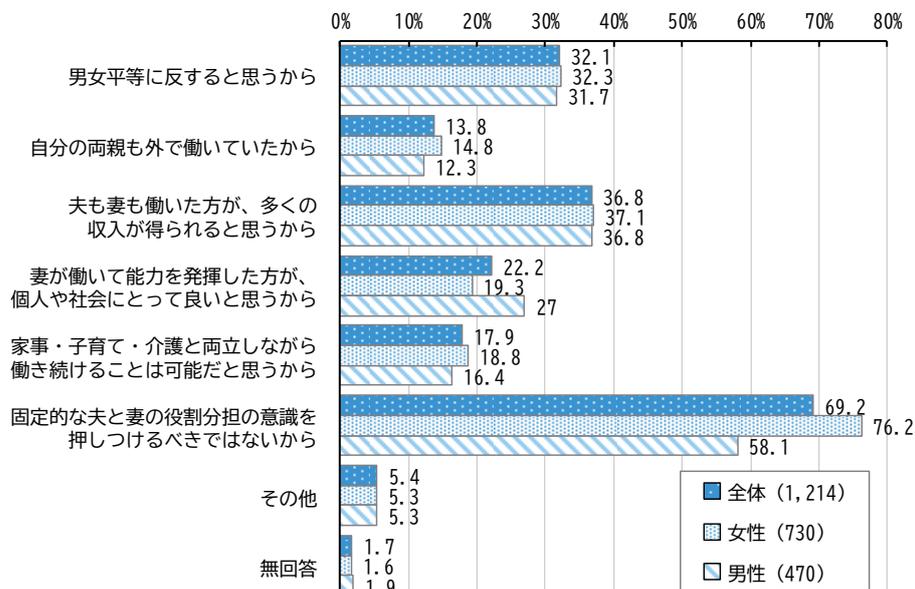
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計は67.4%で、その理由として「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」が全体で69.2%となっています【図表10, 11】。
- ・家事・子育て・介護の役割分担について、男女ともに約半数(女性52.2%、男性42.7%)が「自分と配偶者等とで5割ずつ分担」を希望しているのに対して、実際の分担は女性に偏っています【図表12】。
- ・男性の育児休業取得について、男女ともに8割以上が推進すべきと回答しています【図表13】。
- ・また、未婚女性の理想も未婚男性の将来のパートナーに対する期待も「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける(両立コース)」が令和3(2021)年では最も高くなっており、若年層が理想とする生き方は変化しています【図表14】。

【図表10】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方(経年)(名古屋市)



第4~10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

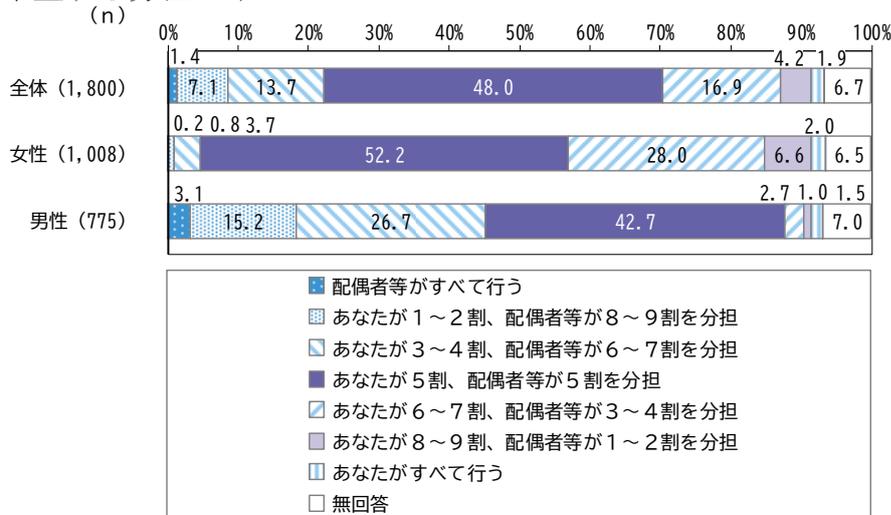
【図表11】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する反対意見(名古屋市)



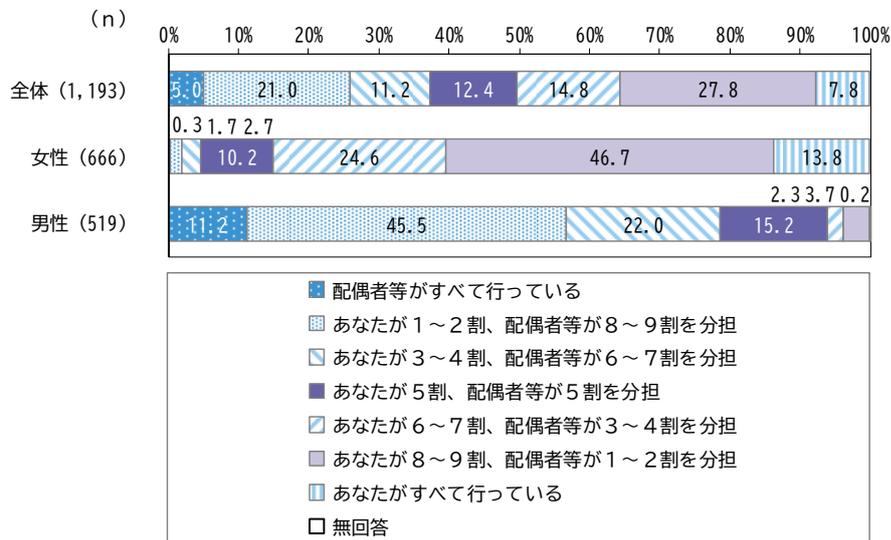
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

【図表 12】家事・子育て・介護の役割分担(名古屋市)

●希望する分担比率

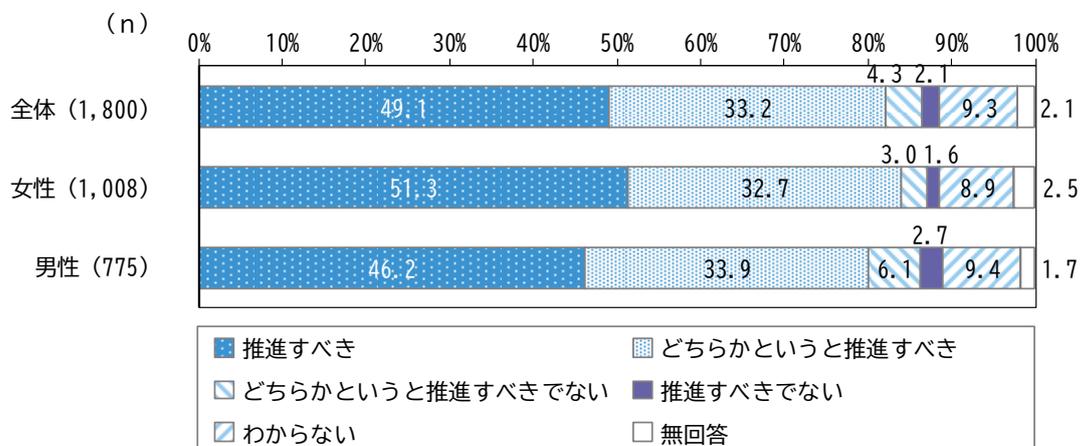


●実際の分担比率 (配偶者等と同居している方)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

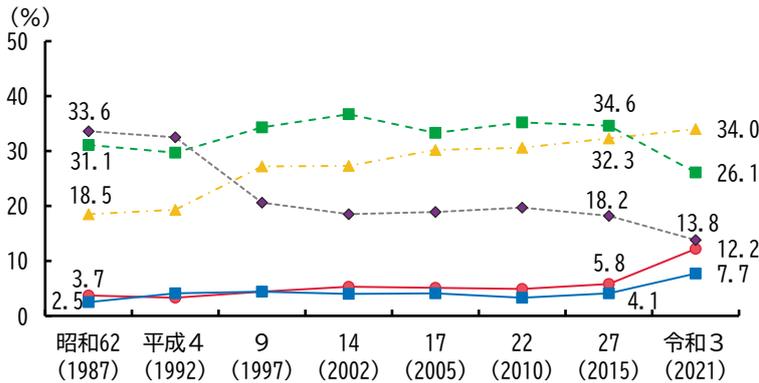
【図表 13】男性の育児休業取得についての考え(名古屋市)



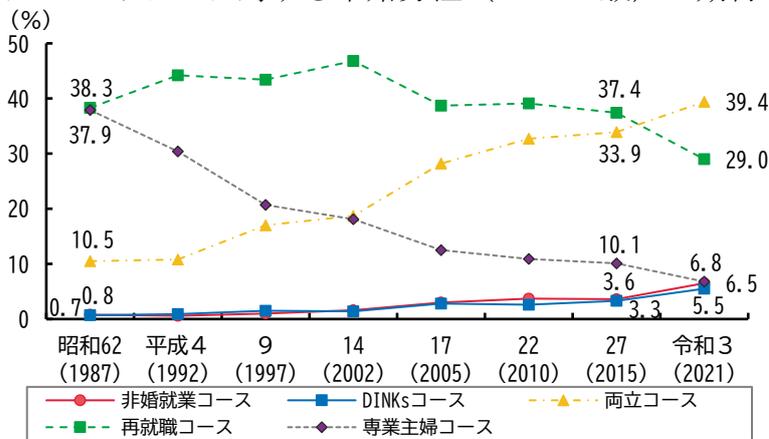
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

【図表 14】若年層のライフコースの希望の推移(全国)

●未婚女性（18～34 歳）の理想



●将来のパートナーに対する未婚男性（18～34 歳）の期待



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(独身者調査)」より作成。

2. 対象は18～34歳の未婚者。「その他」及び「不詳」の割合は割愛。

3. 設問(1)女性の理想ライフコース:(第9回(昭和62(1987)年)～10回(平成4(1992)年)調査)「現実の人生と切りはなして、あなたの理想とする人生はどのようなタイプですか」、(第11回(平成9(1997)年)～16回(令和3(2021)年)調査)「あなたの理想とする人生はどのようなタイプですか」、(2)男性がパートナー(女性)に望むライフコース:(第9回(昭和62(1987)年)～12回(平成14(2002)年)調査)「女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」、(第13回(平成17(2005)年)～16回(令和3(2021)年)調査)「パートナー(あるいは妻)となる女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」。

4. 選択肢に示されたライフコース像は次のとおり。「結婚せず、仕事を続ける」(非婚就業コース)、「結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける」(DINKsコース)、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」(両立コース)、「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」(再就職コース)、「結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない」(専業主婦コース)。

令和7年版男女共同参画白書

(4) 安心・安全に関わる様々な状況

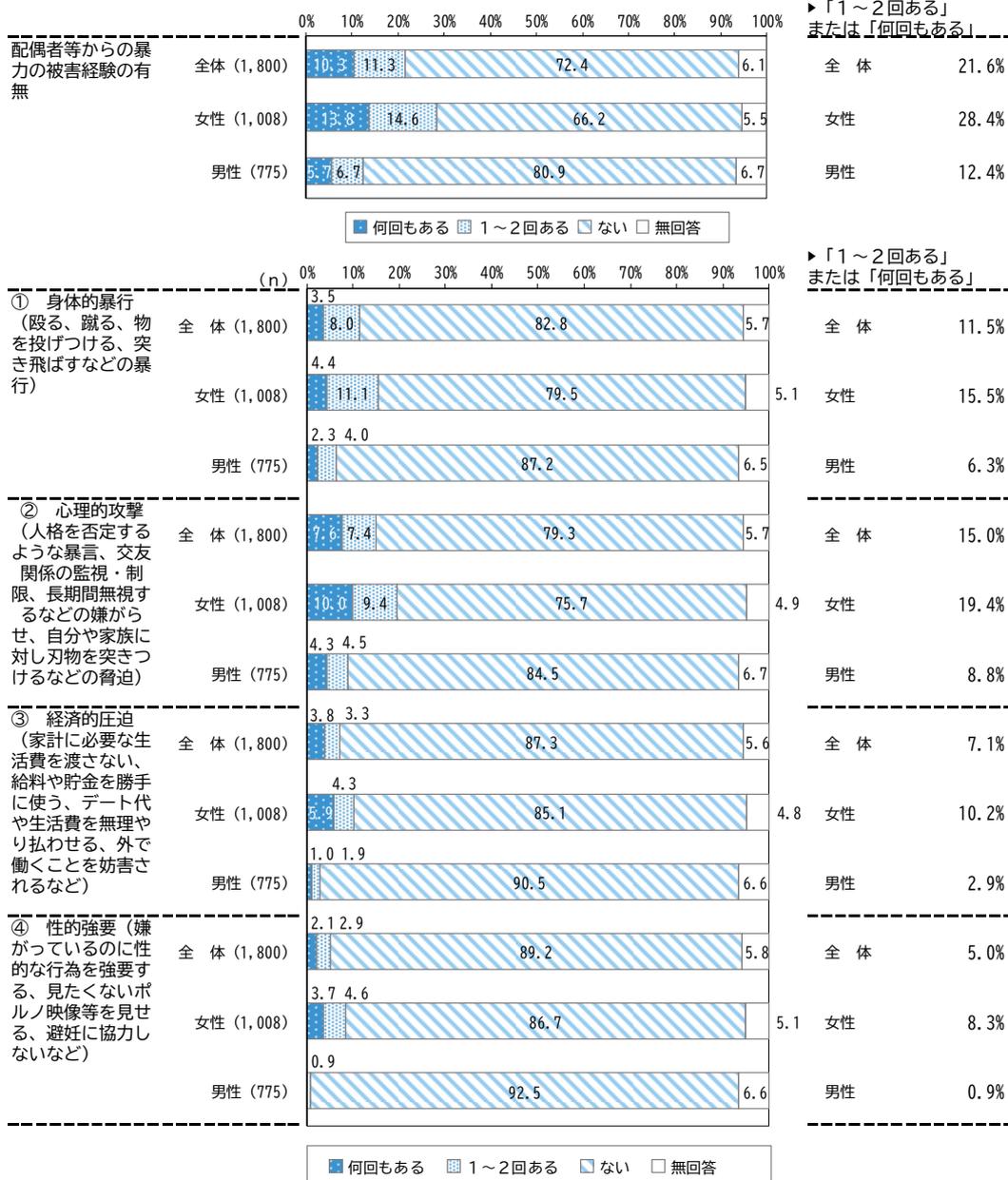
- ・女性の28.4%(約4人に1人)、男性の12.4%(約8人に1人)は、配偶者等や交際相手からの暴力(DV²)の被害経験があると回答しています【図表15】。
- ・令和4(2022)年以降、不同意わいせつ及び不同意性交等の認知件数はともに増加しています【図表16】。
- ・本市の自殺者数は、平成10(1998)年に急増し、毎年400人を超える水準で推移してきましたが、平成27(2015)年以降には300人台になるなど減少傾向にありました。

² DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者(事実婚や元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手を含む。性別を問わない)からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれる。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあってか、令和2（2020）年から自殺者数が増加傾向となっていましたでしたが令和6（2024）年は減少に転じました【図表17】。

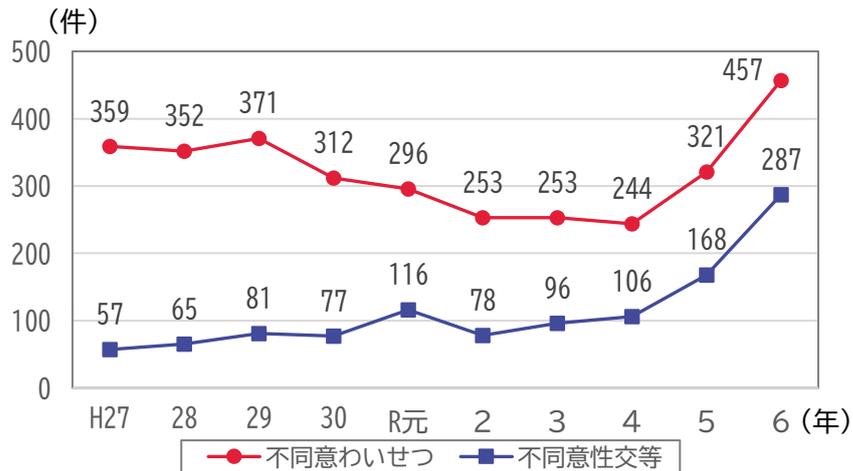
- また、自殺死亡率は全年齢階級において女性より男性の方が高く、女性では20～29歳が13.2%で最も高くなっています【図表18】。
- 防災に関して、災害発生時の避難所運営において、女性の86.1%、男性の73.9%が「避難者の性別によるニーズの違いに配慮が必要」と回答しました。次に回答割合が多いのは、「避難所運営、方針決定への男女の参画」、「性別により異なる悩みや問題の相談窓口の設置」で、「女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識の解消」については女性の35.6%、男性の36.4%が必要と回答しました【図表19】。

【図表15】配偶者等や交際相手からの暴力被害経験率(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

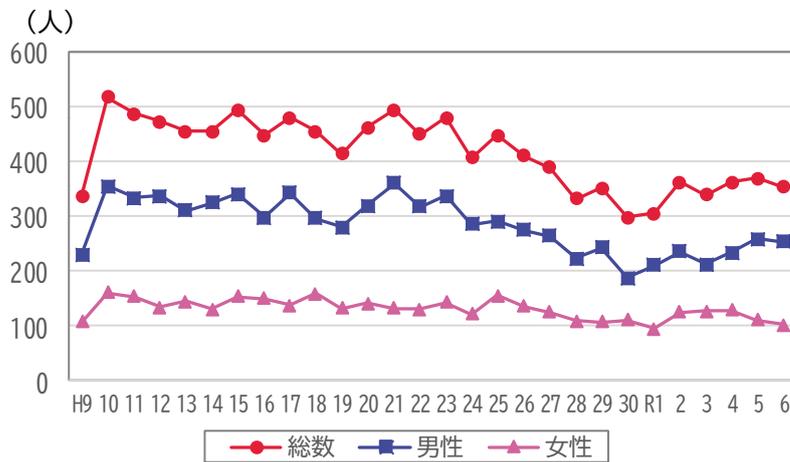
【図表 16】愛知県内の性犯罪認知件数の推移



※刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の令和5年7月施行に伴い、罪名について「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」にそれぞれ変更し、改正前の罪名は改正後の罪名で集計

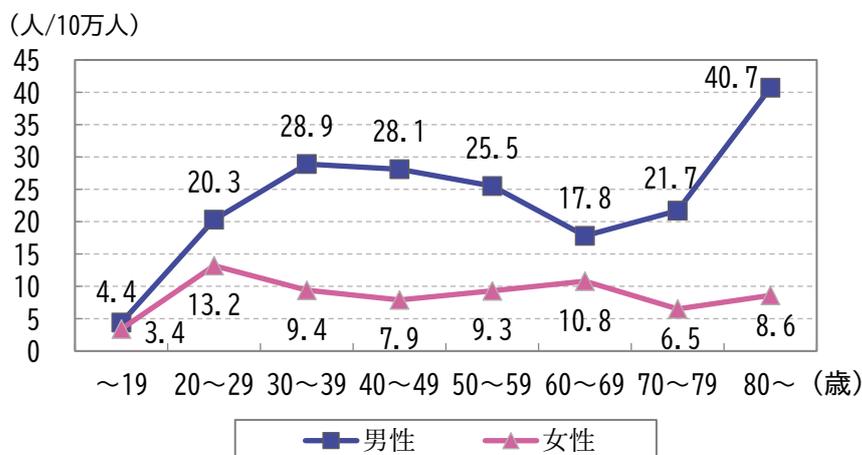
令和6年度中の犯罪概況（愛知県警察本部）

【図表 17】自殺者数の年次推移(名古屋市)



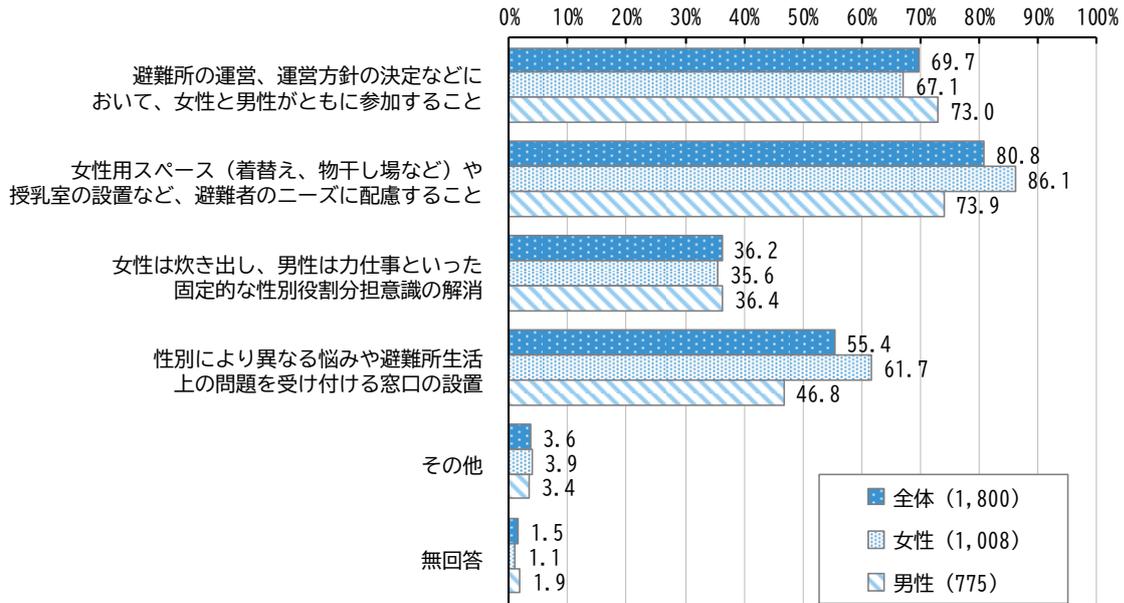
令和6年人口動態統計（厚生労働省）より健康福祉局作成（名古屋市）

【図表 18】性、年齢別自殺死亡率(名古屋市)



令和6年人口動態統計（厚生労働省）よりスポーツ市民局作成（名古屋市）

【図表 19】災害時の避難所運営で必要なこと(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）